

特定非営利活動法人医療制度研究会

定 款

(改定：平成27年5月31日)

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人医療制度研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区貝ヶ森1-2-6に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都千代田区神田駿河台2-1-19 アルベルゴ御茶ノ水2F 海外文献サービス株式会社内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の医療・福祉現場で起きている問題点を提言し、21世紀にふさわしい医療・福祉制度を確立するために、医療・福祉従事者として自らの改革を行いながら、講演会・論文投稿やインターネット等の媒体を通じて、全ての国民がより良い医療・福祉サービスが受けられる社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 病院の医療・福祉現場で起きている問題点を調査・研究する事業
- (2) 病院の医療・福祉現場での問題解決を推進し、提言する事業
- (3) 医療・福祉従事者、病院経営者、患者、行政への広報事業
- (4) その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第三章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員： この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 特別会員： この法人の発展に特に功勞のあった個人で、理事会で承認された者。

（入会）

第7条 この法人の会員の入会についての条件は特にこれを定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、入会申込書が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員は、次の各号に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由がなく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入をしないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 この定款に違反したとき。
- 3 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上25人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれること、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 前2号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、円滑に運営するため、事務局代表、副代表若干名、ワクチングループリーダー及び所要の職員を置く。

- 2 事務局代表、ワクチングループリーダー、副代表、所要の職員は理事長が任免する。
- 3 事務局代表、ワクチングループリーダー、副代表は理事が兼務することができる。
- 4 本会の事業を円滑に遂行するため、事務局内に運営委員会を設置し、理事会に諮問することができる。
- 5 事務局は、要請に応じ運営委員会を招集することができる。
- 6 運営委員会のメンバーは事務局代表、副代表、理事長、副理事長及び理事長が認めた人員で構成する。
- 7 事務局組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が細則に定める。

第五章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による招集があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも5日前に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上署名し、押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決に関する事項
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名し、押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までの前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他の新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数によ

る議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡する。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第十章 雑 則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

細則 (運営規定)

第1条 目的

この会の組織を円滑に運営するため、この細則を定める。

第2条 組織と職員

円滑な運営を図るため、事務局とワクチングループを配置し、各々の組織には代表とワクチングループリーダー代表、及びサブリーダーと若干名の所要の職員を置く。

第3条 事務局及びワクチン・グループの所要事項

この会の事務局及びワクチン・グループの所要事項は、次のとおりとする。

1) 事務局

- 金銭の出納（年会費等）、収支報告、予算の立案、決算報告、会員の入退会の管理
- 講演会開催に随伴する諸事務全般、事務備品管理、総会理事会に関する管理
- 法務局、県庁に関する諸事務、web サイトの管理
- 上記以外の庶務に関する事項

2) ワクチン・グループ

- 金銭の出納、収支報告、ワクチンナビシステムの運営及び管理
- 上記以外の庶務に関する事項

第4条 報告の種別

上記の事項に関しては必要に応じ、定型書類にて連絡及び報告するものとする。一交通費精算書、会議報告書、支払証明書、経費精算書、企画書、各種報告書等

第5条 勘定科目

この会の予算及び決算に使用する勘定科目は下記のとおりとする。

講演会費（講師謝金、講師交通費、諸経費）旅費活動費、運営費、活動費（事務局）、事務費、通信費、管理費、雑費（他の勘定科目の何れにも該当しないもの）、特別準備金

第6条 その他

当運用規定は平成24年度総会後に施行とする。

細則（交通費・旅費規定）

第1条（適用）

この規定は、NPO 法人医療制度研究会理事・スタッフが社命により出張（研修を目的とする出張を除く）を行い、職務を指示どおり遂行した場合の出張旅費等について定めたものである。但し、出張と

は社用のためその在勤地区を離れて出張するものをいう。

第2条（留意事項）

出張業務は日常活動の一つであるが、多額の経費を要するものであるので、自己管理を厳しくし、最小限の費用で最大の効果を追求するものとする。

第3条（出張の区分）

出張は日帰り出張、宿泊出張及び特別出張の3種とし、その定義は以下の各号に定めるところとする。

- 1) 日帰り出張
原則として勤務地より片道50Kmを越す地域に出張し、宿泊を必要としない出張をいう。
- 2) 宿泊出張
原則として勤務地より片道150Km以上の地への出張とし、宿泊を必要とする出張をいう。
- 3) 特別出張
教育・研究のために出張する場合の出張をいう。

第4条（旅費の定義）

本規定でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

交通費、日当、宿泊費

第5条（交通費、日当、宿泊費）

1. 交通費は以下の各号のとおりとする。
普通運賃の実費（80Kmを超えた場合、または上長が事前に認めた場合、特急・新幹線含む）
2. 日当は出張の日数に応じ、宿泊費は実際に宿泊した日数に応じて別表により支給する。

第6条（特別出張の取り扱い）

特別出張の取り扱いは以下のとおりとする。

- ・ 教育・研究のために出張を命じられた場合
 - 1) 交通費は原則として普通運賃の実費を支給する。
 - 2) 日当は宿泊を必要とする場合に限り、別表により支給する。
 - 3) 宿泊費は教育・研究費に含まれない場合に限り、実費を支給する。

第7条（出張の経路等）

出張の経路とその利用交通機関は、経済性を重視して選ぶことを原則とする。但し、特別の理由がある場合はこの限りではないが、上長の承認を事前に得るものとする。

第8条（自動車による出張）

自動車を利用した出張は原則として認めない。事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ上長の許可を受けなければならない。その際、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出し場合に限り支給する。

第9条（関係会社、団体等の会合のための出張）

関係会社、団体等の会合または研究・教育のため出張する時は以下のとおりとする。

- 1) 出張に要する実費を支給する。但し、先方負担分については支給しない。
- 2) 日当は宿泊を要するときのみ、別表により支給する。

第10条（その他）

本規定で処理できない科目は、その都度協議にて処理するものとする。

別表

区 分	日帰り日当	宿泊日当	基準宿泊費
理事	1,500円	2,200円	8,000円

注1) 宿泊費は必ず宿泊施設の正規の領収書を添付すること。

注2) 実際にかかった宿泊費が上記の基準宿泊費以下の場合は、その実際に支払った額を支給する。

注3) 止むを得ない理由で上記の基準宿泊費を超えた場合は、別途協議の上支給額を決定する。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
3. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	中澤 堅次
副理事長	本田 宏
副理事長	本多 正久
理 事	市川 直明
同	酒井 雄二
同	小林 康子
同	久保田三紀男
同	宮川 健
同	岩井 良成
同	八雲井素彦
同	志田 京子
同	折原 威男
同	佐藤龍太郎
同	坂 詰 清
監 事	土屋明代
同	関口美紀子

4. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日とする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる金額とする。

- ① 正会員 入会金 なし 年会費 ￥5千円
- ② 賛助会員 入会金 なし 年会費 個人 ￥3千円、 団体 ￥3万円
- ③ 特別会員 入会金 なし 年会費 なし

7. この法人の目的達成のためにNPO法人として寄付（1口 千円）を受け付ける。

2006年9月5日 内閣府認証

2006年9月22日 発足

2009年2月9日 一部改定

2011年8月31日 一部改定

2012年5月31日 一部改定

2015年5月31日 一部改定